

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会 委員名簿……………	1
資料No.2	都道府県別特定最低賃金額（自動車小売業関係）……………	3
資料No.3	令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… （自動車（新車）小売業）	5
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （自動車（新車）小売業：労働者側） 【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】	9
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （自動車（新車）小売業：使用者側） 【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】	11
資料No.5	令和3年 福岡県賃金実態調査結果…………… （自動車（新車）小売業）	13

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）
小売業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{かやぬま} 萱沼 ^{みか} 美香	九州産業大学 経済学部 教授
	◎ ^{たかた} 高田 ^{あすか} 亜朱華	弁護士
	^{つねかわ} 恒川 ^{もとし} 元志	弁護士
労働者代表委員	^{いわや} 岩屋 ^{ひでたか} 英幸	福岡トヨペット労働組合 執行委員長
	^{さとう} 佐藤 ^{えいいち} 栄一	福岡日産自動車労組 執行委員長
	^{よしだけ} 吉武 ^{かずや} 和也	ホンダ販売労働組合 ホンダ四輪販売福岡・大分支部 支部執行委員長
使用者代表委員	^{かわくぼ} 川久保 ^{しょういち} 正一	福岡トヨペット株式会社 常務取締役
	^{さかい} 境 ^{まさよし} 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	^{なかむら} 仲村 ^{たかふみ} 崇文	福岡日産自動車株式会社 管理本部副本部長補佐

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である





令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(自動車小売)

資料番号
No.2

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:912円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	大阪(A)	自動車小売業	965	965	★ 0	★ 0.00%	0	964				
2	埼玉(A)	自動車小売業	957	962	5	0.52%	2	928		34	103.7%	16,580
3	愛知(A)	自動車(新車)小売業	941	943	2	0.21%	1	927		16	101.7%	19,090
4	福岡(C)	自動車(新車)小売業	940	941	● 1	● 0.11%	1	842		99	111.8%	9,600
5	千葉(A)	自動車(新車)小売業	922	922			2	925	○			
6	新潟(C)	自動車小売業	919	920	● 1	● 0.11%	1	831		89	110.7%	6,140
7	広島(B)	自動車小売業	912	913	● 1	● 0.11%	0	871		42	104.8%	11,050
8	京都(B)	自動車(新車)小売業	911	911	★ 0	★ 0.00%	0	909				
9	兵庫(B)	自動車小売業	901	901	★ 0	★ 0.00%	1	900				
10	宮城(C)	自動車小売業	890	891	● 1	● 0.11%	1	825		66	108.0%	8,320
11	奈良(C)	自動車小売業	884	885	● 1	● 0.11%	1	838		47	105.6%	3,330
12	島根(D)	自動車(新車)小売業	865	872	◎ 7	◎ 0.81%	2	792		80	110.1%	2,130
13	福島(D)	自動車小売業	867	868	● 1	● 0.12%	2	800		68	108.5%	5,870
14	青森(D)	自動車小売業	861	864	3	0.35%	3	793		71	109.0%	4,580
15	秋田(D)	自動車(新車)小売業	861	864	3	0.35%	2	792		72	109.1%	2,230
16	岩手(D)	自動車小売業	861	863	2	0.23%	3	793		70	108.8%	5,160
17	大分(D)	自動車(新車)小売業	844	848	4	0.47%	2	792		56	107.1%	2,560
18	鹿児島(D)	自動車(新車)小売業	844	847	3	0.36%	3	793		54	106.8%	3,460
19	神奈川(A)	自動車小売業	842	842			1	1012	○			
20	宮崎(D)	自動車(新車)小売業	828	832	4	0.48%	3	793		39	104.9%	2,750
21	沖縄(D)	自動車(新車)小売業	770	770			2	792	○			
22	富山(B)	自動車(新車)小売業	769	769			1	849	○			

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を經ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未済」も当該算定には含めず。

[Faint rectangular box]

[Faint header 1]	[Faint header 2]	[Faint header 3]	[Faint header 4]	[Faint header 5]	[Faint header 6]	[Faint header 7]	[Faint header 8]	[Faint header 9]	[Faint header 10]
[Faint cell 1,1]	[Faint cell 1,2]	[Faint cell 1,3]	[Faint cell 1,4]	[Faint cell 1,5]	[Faint cell 1,6]	[Faint cell 1,7]	[Faint cell 1,8]	[Faint cell 1,9]	[Faint cell 1,10]
[Faint cell 2,1]	[Faint cell 2,2]	[Faint cell 2,3]	[Faint cell 2,4]	[Faint cell 2,5]	[Faint cell 2,6]	[Faint cell 2,7]	[Faint cell 2,8]	[Faint cell 2,9]	[Faint cell 2,10]
[Faint cell 3,1]	[Faint cell 3,2]	[Faint cell 3,3]	[Faint cell 3,4]	[Faint cell 3,5]	[Faint cell 3,6]	[Faint cell 3,7]	[Faint cell 3,8]	[Faint cell 3,9]	[Faint cell 3,10]
[Faint cell 4,1]	[Faint cell 4,2]	[Faint cell 4,3]	[Faint cell 4,4]	[Faint cell 4,5]	[Faint cell 4,6]	[Faint cell 4,7]	[Faint cell 4,8]	[Faint cell 4,9]	[Faint cell 4,10]
[Faint cell 5,1]	[Faint cell 5,2]	[Faint cell 5,3]	[Faint cell 5,4]	[Faint cell 5,5]	[Faint cell 5,6]	[Faint cell 5,7]	[Faint cell 5,8]	[Faint cell 5,9]	[Faint cell 5,10]
[Faint cell 6,1]	[Faint cell 6,2]	[Faint cell 6,3]	[Faint cell 6,4]	[Faint cell 6,5]	[Faint cell 6,6]	[Faint cell 6,7]	[Faint cell 6,8]	[Faint cell 6,9]	[Faint cell 6,10]
[Faint cell 7,1]	[Faint cell 7,2]	[Faint cell 7,3]	[Faint cell 7,4]	[Faint cell 7,5]	[Faint cell 7,6]	[Faint cell 7,7]	[Faint cell 7,8]	[Faint cell 7,9]	[Faint cell 7,10]
[Faint cell 8,1]	[Faint cell 8,2]	[Faint cell 8,3]	[Faint cell 8,4]	[Faint cell 8,5]	[Faint cell 8,6]	[Faint cell 8,7]	[Faint cell 8,8]	[Faint cell 8,9]	[Faint cell 8,10]
[Faint cell 9,1]	[Faint cell 9,2]	[Faint cell 9,3]	[Faint cell 9,4]	[Faint cell 9,5]	[Faint cell 9,6]	[Faint cell 9,7]	[Faint cell 9,8]	[Faint cell 9,9]	[Faint cell 9,10]
[Faint cell 10,1]	[Faint cell 10,2]	[Faint cell 10,3]	[Faint cell 10,4]	[Faint cell 10,5]	[Faint cell 10,6]	[Faint cell 10,7]	[Faint cell 10,8]	[Faint cell 10,9]	[Faint cell 10,10]



令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その1)

資料番号

NO. 3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		6,900	4,060	58.8%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		20,600	8,285	40.2%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,900	11,455	50.0%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		9,600	7,748	80.7%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		16,000	5,491	34.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その2)

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労働者割合 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争	適用労働 者数(A)		現在の特定 最低賃額 (D)	比率 $\frac{(C)}{(D)} \times 100$
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		4,060人	58.8%	980円	4円
					6,900人		976円	100.41%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		8,285人	40.2%	987円	60円
					20,600人		927円	106.47%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		11,455人	50.0%	966円	22円
					22,900人		944円	102.33%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		7,748人	80.7%	986円	45円
					9,600人		941円	104.78%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,491人	34.3%	900円	11円
					16,000人		889円	101.24%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】自動車(新車)小売業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和2年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和元年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年6月17日	1,047名	¥1,011	¥1,006	¥960
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月23日	878名	¥1,045	¥1,039	¥1,033
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和2年6月12日	851名	¥1,061	¥1,061	¥1,042
〇〇株式会社	〇〇労組	令和3年4月5日	485名	¥1,042	¥1,031	¥1,028
〇〇株式会社	〇〇労組	令和3年4月10日	911名	¥1,095	¥1,091	¥1,091
〇〇株式会社	〇〇労組	令和3年4月26日	143名	¥1,036	¥1,032	¥1,032
株式会社〇〇	〇〇労働組合(〇〇支部)	令和3年5月21日	880名	¥1,012	¥1,012	¥1,003
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月30日	666名	¥986	—	¥963
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年6月1日	453名	¥1,010	¥1,007	¥1,007
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月16日	879名	¥1,039	¥1,032	¥1,023
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和3年6月18日	259名	¥1,078	¥1,071	¥1,005
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月9日	296名	¥1,036	¥1,033	¥1,026
			7,748名	最低: ¥986	最低: ¥1,006	最低: ¥960

REPORT ON THE PROGRESS OF WORK

FOR THE YEAR 1954

NO.	NAME	AGE	SEX	RELATION	STATUS	REMARKS
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号
NO. 4-1

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

- 1) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、そこに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。そのためには自動車産業における最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 2) 自動車産業は福岡県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働く全ての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定(産業別)最低賃金の適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。昨年よりのコロナ禍により短時間勤務や残業時間の削減があり、労働者一人ひとりが最低賃金と所定内賃金引上げの大切さを認識している。また、この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。
- 3) 自動車総連の2021年総合生活改善の取り組みにおける賃金引上げ交渉の結果、販売部門の賃金改善分の獲得額の平均は 1.551 円となり、昨年の1.224を超える結果となり、賃金水準の向上が図れた。コロナ禍もあっても、高い付加価値生産性を生み出し続けてい

る自動車産業に相応しい水準を確立しなければ、公正な競争を確保できないばかりか、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねないこと、また「同一労働同一賃金」の意義を踏まえ、非正規労働者を含めた底上げの必要性に関する社会的波及を生み出すべく、自動車産業労使が取り組みを牽引すべきであり、そのことが福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金にも反映されるべきである。

- 4) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年6月30日、福岡労働局長宛てに提出した申出書に、各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は986円となっており、令和2年の自動車(新車)小売業における最賃時間額941円との格差改善が求められている。
- 5) 自動車は生活必需品であり、販売だけではなくコロナ禍においても安心安全な移動手段である。安全と命を守るために点検・整備を行う自動車業界で働く若者が減少しており、人材の確保は急務の課題である。コロナ禍ではあるが、短期的目線ではなく長期的な目線で考え基幹産業である自動車産業で働く労働者の労働条件の低下を防ぎ、自動車小売業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要であり、そのことが安心・安全な社会をつくることにも繋がると考える。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引上げられていることから、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車(新車)小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。以上の理由により、福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号
NO. 4-2

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車(新車)小売 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

2020年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、大きな振幅を伴いながら、総じて厳しい状況が続き、4月上旬には緊急事態宣言が発出され、5月下旬に解除されるまでの間、社会・経済活動を大幅に制限する措置が講じられました。その後も第2波・第3波と続き、まさに新型コロナウイルス感染拡大に世の中が振り回され続けた1年でした。

当業界におきましては、新車販売台数は登録車が前年比8.9%減の289万8,884台で、軽自動車は前年比5.3%減の175万7,748台でした。登録車は4年連続のマイナスで、10年ぶりに300万台を下回り、軽自動車は2年連続マイナスで、登録車と軽自動車合わせて500万台割れは2015年度以来、5年ぶりとなりました。福岡県でも、登録車前年比8.1%減の120,862台、軽自動車前年比2.6%減の71,651台となり、2年続けて前年割れをしている状況です。足元でも、半導体需給のバランスが崩れていて、販売台数が不透明な状況が今後も見込まれます。

そのような状況下での、特定最低賃金の引き上げは、企業の体力を奪うだけでなく、逆に雇用の継続に疑義を生じさせる可能性すらあります。業種の優位性を保つということに関しては理解していますが、現状における特定最低賃金は、据え置きを希望します。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



[Faint, illegible text covering the majority of the page, likely bleed-through from the reverse side.]



資料番号

No.5

令和3年

福岡県貸金実態調査結果

(自動車(新車)小売業)

福岡労働局労働基準部監督課貸金室

目 次

1 調査の概要	1
2 日本標準産業分類（自動車（新車）小売業関係）	2
3 賃金統計用語の解説について	3
4 令和3年調査結果	
(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
(2) 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率	5
(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	6
5 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	7
6 最低賃金に関する基礎調査票	8

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

I 5911 (自動車(新車)小売業)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

から、一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和 3 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により 200 業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

ただし、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・年齢別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 事業所数及び労働者数

事業所数	労働者数		
	全労働者	一般	パート
799	8,013	7,600	413

※ 表中の事業所数は「平成 28 年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類
(自動車(新車)小売業関係)

591 自動車小売業

5911 自動車(新車)小売業

主として自動車(新車)を小売する事業所をいう。

○ 自動車(新車)小売業

× 二輪自動車小売業[5914];自動車一般整備業[8911];自動車部分品・附属品小売業[5913]

590 上記に関する管理, 補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)

5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

5908 自家用倉庫

機械器具小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所において, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

以下は該当しない。

5912 中古自動車小売業

主として中古自動車を小売する事業所をいう。

5913 自動車部分品・附属品小売業

主として自動車の部分品及び附属品を小売する事業所をいう。

5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)

主として二輪自動車(原動機付自転車を含む)及びその部分品附属品を小売する事業所をいう。

5921 自転車小売業

主として自転車及びその部分品, 附属品を小売する事業所をいう。

上記に関する

590 管理, 補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)

5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

5908 自家用倉庫

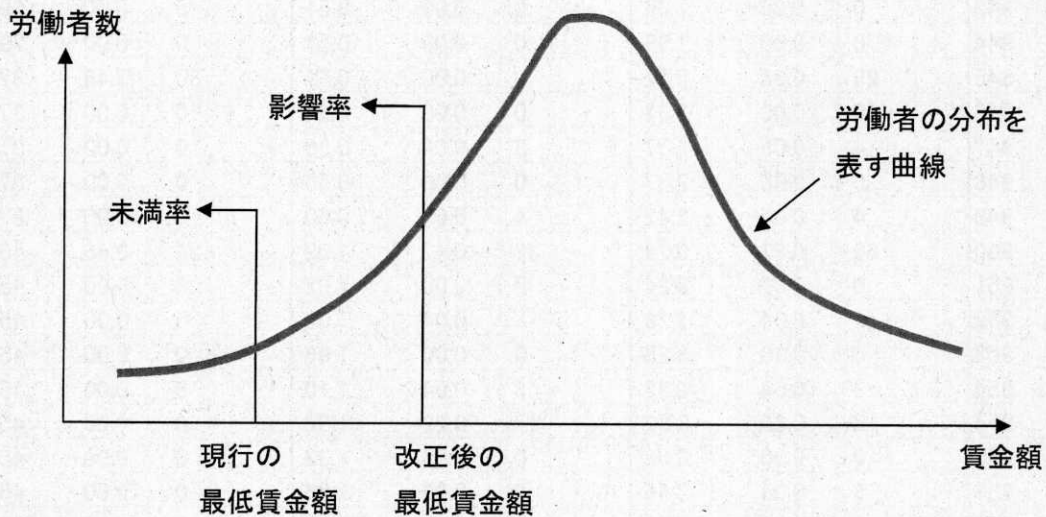
機械器具小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所において, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

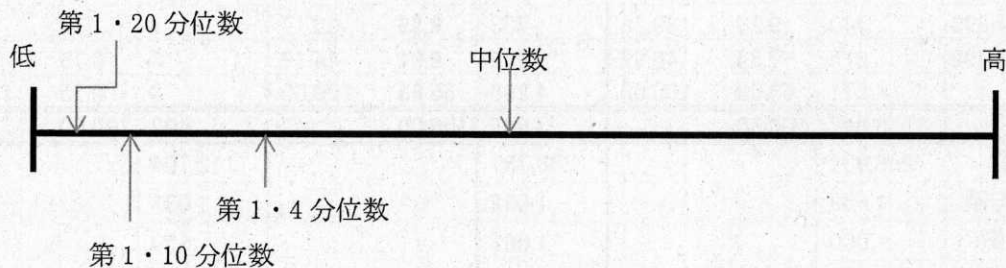
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和3年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積分布 (%)
～ 940	155	1.93	1.93	36	0.47	0.47	119	29.60	29.60
941 ～ 941	3	0.04	1.96	3	0.04	0.51	0	0.00	29.60
942 ～ 942	0	0.00	1.96	0	0.00	0.51	0	0.00	29.60
943 ～ 943	0	0.00	1.96	0	0.00	0.51	0	0.00	29.60
944 ～ 944	0	0.00	1.96	0	0.00	0.51	0	0.00	29.60
945 ～ 945	29	0.36	2.32	0	0.00	0.51	30	7.46	37.06
946 ～ 946	0	0.00	2.32	0	0.00	0.51	0	0.00	37.06
947 ～ 947	4	0.05	2.37	3	0.04	0.55	0	0.00	37.06
948 ～ 948	0	0.00	2.37	0	0.00	0.55	0	0.00	37.06
949 ～ 949	4	0.05	2.42	4	0.05	0.60	0	0.00	37.06
950 ～ 950	66	0.82	3.24	32	0.42	1.02	34	8.46	45.52
951 ～ 951	0	0.00	3.24	0	0.00	1.02	0	0.00	45.52
952 ～ 952	3	0.04	3.28	3	0.04	1.06	0	0.00	45.52
953 ～ 953	0	0.00	3.28	0	0.00	1.06	0	0.00	45.52
954 ～ 954	3	0.04	3.32	3	0.04	1.10	0	0.00	45.52
955 ～ 955	16	0.20	3.52	17	0.22	1.32	0	0.00	45.52
956 ～ 956	0	0.00	3.52	0	0.00	1.32	0	0.00	45.52
957 ～ 957	3	0.04	3.55	2	0.03	1.35	0	0.00	45.52
958 ～ 958	0	0.00	3.55	0	0.00	1.35	0	0.00	45.52
959 ～ 959	0	0.00	3.55	0	0.00	1.35	0	0.00	45.52
960 ～ 960	4	0.05	3.60	0	0.00	1.35	4	1.00	46.52
961 ～ 961	0	0.00	3.60	0	0.00	1.35	0	0.00	46.52
962 ～ 962	0	0.00	3.60	0	0.00	1.35	0	0.00	46.52
963 ～ 963	0	0.00	3.60	0	0.00	1.35	0	0.00	46.52
964 ～ 964	20	0.25	3.85	20	0.26	1.61	0	0.00	46.52
965 ～ 965	0	0.00	3.85	0	0.00	1.61	0	0.00	46.52
966 ～ 966	0	0.00	3.85	0	0.00	1.61	0	0.00	46.52
967 ～ 967	0	0.00	3.85	0	0.00	1.61	0	0.00	46.52
968 ～ 968	0	0.00	3.85	0	0.00	1.61	0	0.00	46.52
969 ～ 969	0	0.00	3.85	0	0.00	1.61	0	0.00	46.52
970 ～ 970	14	0.17	4.03	7	0.09	1.70	6	1.49	48.01
971 ～ 971	0	0.00	4.03	0	0.00	1.70	0	0.00	48.01
972 ～ 972	3	0.04	4.06	4	0.05	1.75	0	0.00	48.01
973 ～ 999	45	0.56	4.62	37	0.48	2.24	8	1.99	50.00
1,000 ～ 1,099	434	5.39	10.02	342	4.47	6.71	91	22.64	72.64
1,100 ～ 1,199	733	9.11	19.13	649	8.49	15.20	85	21.14	93.78
1,200 ～ 1,299	882	10.96	30.09	870	11.38	26.58	12	2.99	96.77
1,300 ～ 1,399	740	9.20	39.28	733	9.59	36.17	7	1.74	98.51
1,400 ～ 1,499	615	7.64	46.92	612	8.01	44.17	3	0.75	99.25
1,500 ～	4,271	53.08	100.00	4,268	55.83	100.00	3	0.75	100.00
計	8,047	100.00		7,645	100.00		402	100.00	
月平均賃金額	260,932			268,731			112,704		
時間当たり平均額	1,659			1,692			1,031		
第1・20分位数	1,000			1,063			850		
第1・10分位数	1,099			1,143			900		
第1・4分位数	1,257			1,283			920		
中位数	1,553			1,582			1,000		

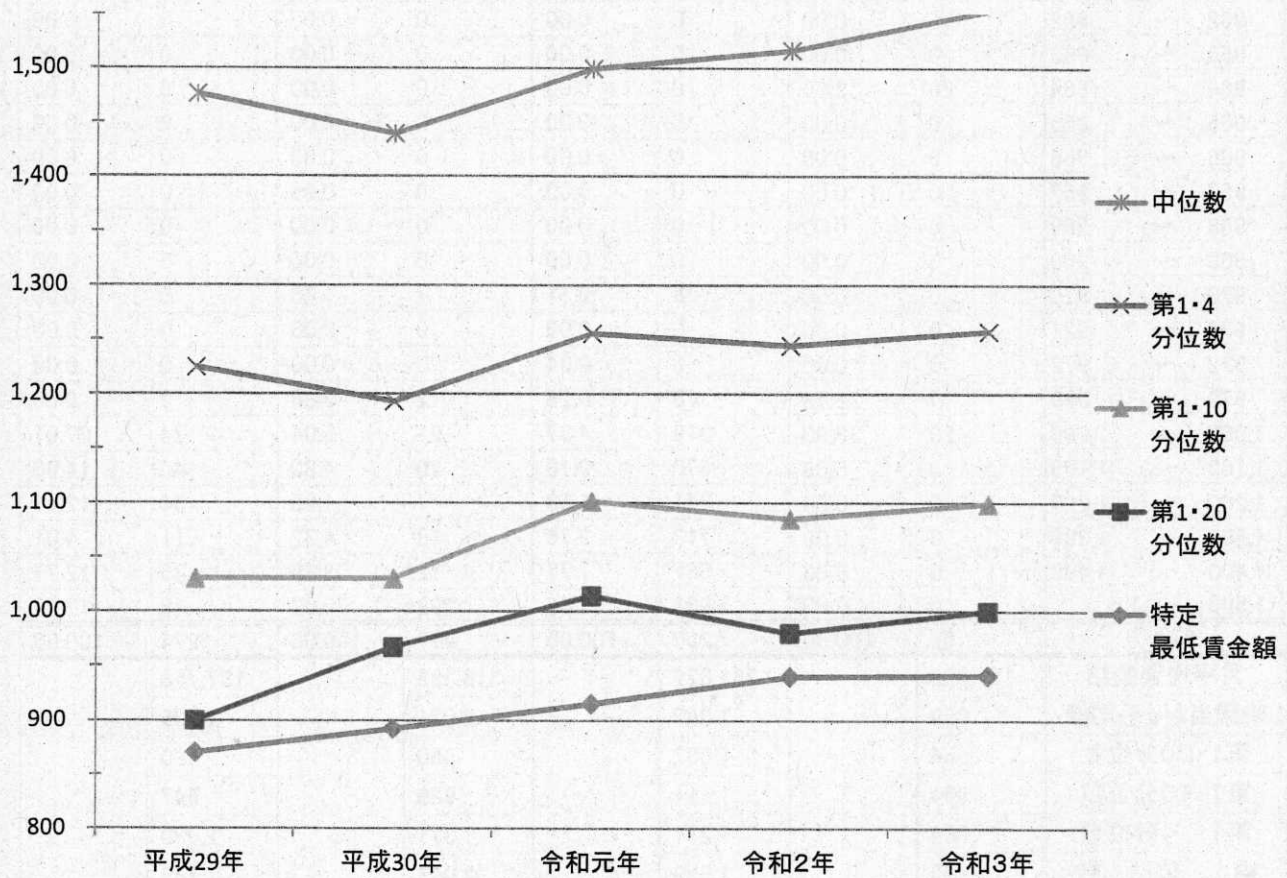
令和3年 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳	
	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)
～ 940	2	3.39	126	1.73	10	2.40	17	6.20
941 ～ 941	0	0.00	3	0.04	0	0.00	0	0.00
942 ～ 942	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
943 ～ 943	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
944 ～ 944	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
945 ～ 945	0	0.00	18	0.25	3	0.72	8	2.92
946 ～ 946	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
947 ～ 947	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	1.09
948 ～ 948	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
949 ～ 949	0	0.00	0	0.00	4	0.96	0	0.00
950 ～ 950	0	0.00	52	0.71	11	2.64	4	1.46
951 ～ 951	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
952 ～ 952	0	0.00	3	0.04	0	0.00	0	0.00
953 ～ 953	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
954 ～ 954	0	0.00	3	0.04	0	0.00	0	0.00
955 ～ 955	0	0.00	17	0.23	0	0.00	0	0.00
956 ～ 956	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
957 ～ 957	0	0.00	2	0.03	0	0.00	0	0.00
958 ～ 958	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
959 ～ 959	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
960 ～ 960	0	0.00	4	0.05	0	0.00	0	0.00
961 ～ 961	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
962 ～ 962	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
963 ～ 963	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
964 ～ 964	20	33.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00
965 ～ 965	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
966 ～ 966	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
967 ～ 967	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
968 ～ 968	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
969 ～ 969	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
970 ～ 970	0	0.00	8	0.11	7	1.68	0	0.00
971 ～ 971	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
972 ～ 972	0	0.00	3	0.04	0	0.00	0	0.00
973 ～ 999	14	23.73	18	0.25	12	2.88	0	0.00
1,000 ～ 1,099	20	33.90	319	4.37	21	5.04	74	27.01
1,100 ～ 1,199	3	5.08	670	9.18	20	4.80	40	14.60
1,200 ～ 1,299	0	0.00	841	11.53	7	1.68	34	12.41
1,300 ～ 1,399	0	0.00	712	9.76	18	4.32	11	4.01
1,400 ～ 1,499	0	0.00	567	7.77	12	2.88	35	12.77
1,500 ～	0	0.00	3,931	53.87	292	70.02	48	17.52
計	59	100.00	7,297	100.00	417	100.00	274	100.00
月平均賃金額	151,065		261,022		316,398		197,758	
時間当たり平均額	999		1,657		2,021		1,306	
第1・20分位数	964		1,032		950		880	
第1・10分位数	964		1,114		989		947	
第1・4分位数	964		1,271		1,371		1,030	
中位数	982		1,559		2,048		1,149	

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特 定 最低賃金額	第1・20 分位数	第1・10 分位数	第1・4 分位数	中位数	未満率	影響率
平成29年	870	900	1,030	1,224	1,476	0.7%	3.40%
平成30年	892	967	1,030	1,193	1,439	1.1%	3.08%
令和元年	915	1,014	1,101	1,255	1,499	0.2%	0.95%
令和2年	940	980	1,085	1,244	1,516	2.5%	3.91%
令和3年	941	1,000	1,099	1,257	1,553	1.93%	—
前年比 増減	1	20	14	13	37		

自動車(新車)小売業(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県自動車（新車）小売業最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			941円	
未満率	1.93%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	942	1.96	158
2	2	0.21	943	1.96	158
3	3	0.32	944	1.96	158
4	4	0.43	945	1.96	158
5	5	0.53	946	2.32	187
6	6	0.64	947	2.32	187
7	7	0.74	948	2.37	191
8	8	0.85	949	2.37	191
9	9	0.96	950	2.42	195
10	10	1.06	951	3.24	261
11	11	1.17	952	3.24	261
12	12	1.28	953	3.28	264
13	13	1.38	954	3.28	264
14	14	1.49	955	3.32	267
15	15	1.59	956	3.52	283
16	16	1.70	957	3.52	283
17	17	1.81	958	3.55	286
18	18	1.91	959	3.55	286
19	19	2.02	960	3.55	286
20	20	2.13	961	3.60	290
21	21	2.23	962	3.60	290
22	22	2.34	963	3.60	290
23	23	2.44	964	3.60	290
24	24	2.55	965	3.85	310
25	25	2.66	966	3.85	310
26	26	2.76	967	3.85	310
27	27	2.87	968	3.85	310
28	28	2.98	969	3.85	310
29	29	3.08	970	3.85	310
30	30	3.19	971	4.03	324

最低賃金に関する基礎調査票

(令和3年6月)

厚生労働省 (秘)



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- ※欄は記入しないでください。
- 令和3年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和3年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。(太線)の中について記入して下さい。

イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。

ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を○のように○で囲んでください。

(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。

イ. 事業主、社長、ロ. 理事、取締役などの役員、ハ. 家族従業員

(注2) (13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

連絡先 TEL

主要な生産品の名称又は事業の内容(主要とは総売上高の最も多いものをいいます。)

記入担当者

法人番号

事業所番号

注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

1. 事業所に関する事項 (注)

事業所の労働者数(注1) (臨時、パートを含む) 令和3年6月1日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

【上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。】

(1) 連番	(2) 労働者番号 番号、記号、氏名 (イニシヤル) 等 の方法でも結構です が、後に内容について お尋ねすることと ありまますので、そ うに分かりやすいよう にしておいてください。	(3) 性別	(4) 就労形態 「パート」として は一般の労働者 に比べて所定労働時間 が短縮されている 場合があります。	(5) 年齢 0月1日現在	(6) 勤続年数	(7) 職種又は仕事の内容 「※対象区分」が2の事業所のみ記入してください。 例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃 片付け、洗浄、選別、はんだ付けなど具体的に 記入してください。 なお、技能習得中の場合は(技能習得中)と記 入してください。	(8) 基本給の賃金形態及び 6月の基本給額 ・賃金形態が月給なら月額を、日給なら日額を、時間給なら時間給を、記入 してください。欠勤することなく働いた 場合(出来高制の場合は通常の標準 で働いた場合)を支払われるべき金額 を記入してください。	6月分の諸手当(月額)						(14) 1日の所定労働時間数 休憩時間を除く。	※ 事務処理欄			
								(9) 精皆労働手当 支給がない場合は0を記入してください。	(10) 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(11) 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。	(12) その他の手当 ただし、遺言、退職手当、前払年金、退職金、休日労働手当、前払年金等には含まれません。支給がない場合は0を記入してください。	(13) (注2) 月間の所定労働日数 月の所定労働日数を記入してください。 ただし、休日労働は含まないで下さい。	日			時間	分	
1		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6		万円	千円	百円	十円	円							
2		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
3		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
4		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
5		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
6		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
7		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
8		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
9		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													
0		1 2 1 2	1 2 1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6													

(注) 2枚目以降については、「1.事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。